

# タブレット(iPad6)貸出サービス 貸与契約書

貸主 取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会(以下甲)と、借主(以下乙)は、以下の条件でiPad 貸与契約を締結する。

## 第1条

甲は乙に対し、その所有するiPad 一式を貸与し、乙はこれを借受ける。

## 第2条

本件 iPad 貸与の期間は、一週間(7 泊 8 日)とする。

## 第3条

乙は、iPad を目的以外に用いてはならない。また、本人以外が使用してもならない。

## 第4条

貸与は無料とする。ただし、乙の責に帰すべき事由により、本件 iPad が、破損または紛失した場合は、乙は甲に通知するとともに修理代金または代替品購入代金の全額を負担するものとする。

## 第5条

乙は、通常の使用方法に従い本件 iPad を善良なる注意義務をもって管理するものとする。

## 第6条

乙が本契約に違反した場合、甲は、催告をしないで直ちに本契約を解除するものとし、乙は直ちに機器を返却しなければならない。

以上、本契約成立の証として、iPad 貸与申込書を作成し取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会で保管する。

年 月 日

借主 氏名  
住所  
連絡先(電話)

貸主 取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会  
茨城県取手市新町 1-9-1  
リボンとりで 501 区画 (電話 0297-86-7088)